

福井県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日時 令和3年10月19日(火)午後1時30分～
- 2 場所 福井市大手2-8-10 福井県水産会館6階 大ホール
- 3 出席者
委員：原田進男、此下美千雄、田辺喜代春、竹原正二、天谷菜海、田原大輔、水口
亜樹
事務局：石田書記長、石本書記長補佐、光谷書記長補佐、松宮書記、山下書記、柘植
書記
- 4 欠席者
委員：橋本恵美、坂口奈美、冨田照代
- 5 農林水産部副部長あいさつ(略)
- 6 議事録署名委員：此下美千雄、天谷菜海、
- 7 議 事
 - (1) 諮問事項
 - ・第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について
 - (2) 協議事項
 - ・目標増殖量算定式の見直しについて
 - ・全国内水面漁場管理委員会連合会 令和4年度提案項目について
 - (3) その他
 - ・議事録署名員指名

原田会長：では、議事に入ります前に議事録署名委員を指名いたします。本日の署名委員は、天谷委員、此下委員をお願いいたします。

・第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について

原田会長：それでは、議事に入ります。

まず、諮問事項である第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について、今回は1件のみが申請出されております。

奥越漁業協同組合の関係について、事務局より説明を求めます。

事務局：よろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきたく思います。

この議題で使用します資料は、ホチキスどめの資料1-1、それから1-2の2点でございます。

不足のある委員様はおられますでしょうか。

では、改めて説明を始めさせていただきます。

まず、審議していただくのは、奥越漁業協同組合の第五種共同漁業権の遊漁規則の変更認可についてです。ほかの漁協様の変更認可について何度かこの委員会で諮らせていただいているものです。

変更の概要としましては、遊漁承認証の取扱店、こちらの変更になります。

簡単に今回の手続の流れを説明させていただきます。

資料No.1-1の4から5ページを御覧ください。

奥越漁業協同組合の総会のほうで、今回の遊漁規則の変更に関して事前に決議を得た上で、県知事宛てに認可の申請が届いております。県は、変更を適正と判断し、申請を受理しました。そして、5ページにあります漁業法第129条、これの第4項に基づいて本委員会への諮問を行うという流れになっております。

その諮問文が資料1の一番最後、6ページになります。

内容を朗読させていただきます。

水第1152号、令和3年7月9日、福井県内水面漁場管理委員会会長、原田進男様。福井県知事、杉本達治。

第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（諮問）。

福井県大野市川合21-34 奥越漁業協同組合 代表理事組合長 嶋田博から第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更にかかる認可申請がありましたので、当該認可の適否について貴委員会の意見を伺いたく、漁業法第129条第4項の規定により諮問します。

遊漁規則の内容審議事項。

(1)遊漁を不当に制限するものではないかどうか。

(2)遊漁の額が当該漁業権に関する水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用に対して妥当なものであるかどうか。

本委員会では、今回の遊漁規則の変更を審議し、変更が適当である、もしくは適当でないという答申をいたします。適当であれば、県知事が認可し、変更後の遊漁規則が運用開始できるということになります。

あわせて、県知事は県報に告示も行います。

それでは、ページが前後して申し訳ありませんが、資料No.1の1ページから3ページ、こちらを御覧ください。

変更点は、現状の遊漁規則に記載されている遊漁承認証の取扱店の中に店舗の移転や廃業に伴って取扱いがなくなった店舗がある。そのため、削除及び修正または新たに取扱いを始めた店舗の追加、こちらを行うということで、遊漁者の利便性を向上させるものです。

詳しい変更内容については、新旧対照表を御覧ください。

左が新しいほう、右が古いほうとなっており、下線が引いてある店名及び住所が今回変更を行う箇所になります。

あわせて、微細な変更ではございますけれども、削除、追加に伴い各販売店の番号が変わっております。

また、資料1-2に関しましては、奥越漁業協同組合から県への変更認可申請書類となっております。

今回の遊漁規則変更に関して、奥越漁業協同組合での総会での決議が取れていることを証明する書類、そして変更後の遊漁規則の案という内容になっております。

こちらの詳細な説明は、すいませんが、時間の都合もありますので省略させていただきます。どうか御了承をお願いいたします。

以上の変更の内容については、遊漁を不当に制限するものではなく、むしろ遊漁の利便性をより高める変更であるため、変更を認可することが適当と考えます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

説明は以上です。

原田会長：ただいま事務局より説明がございました。何か御質問はありますか。

販売店の変更ということですから、これは調整委員会に諮ると。何もございませんね。

(「なし」の声あり)

原田会長：では、異議なしということで、賛成の諸君の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

原田会長：挙手全員です。よって、本案は適当であるということにいたします。

・目標増殖量算定式の見直しについて

原田会長：次に、諮問の部終わりますして、続きまして協議事項に移ります。

本日の議題は2つでございます。

1件目の目標増殖量算定式の見直しについて、事務局より説明を求めます。

事務局：それでは、協議事項の1つ目、目標増殖量の算定式の見直しについて、説明に入らせていただきます。

説明に先立ちまして、まず配付しております資料のほうの確認をさせていただきたいと思います。

クリップどめで、1枚目のが横長のほうの資料No.2-1になっているのが1枚。あとクリップ外しますと、資料がばらばらになっておりまして申し訳ないんですけども、次、縦長の表で資料2-2と右上に書いてあるのが、こちらが2枚。そして、この資料2-3が今度また横長になるんですけども、こちらの表が2枚。そして、また縦長の資料2-4が、こちらは1枚。そして、資料No.2-5と書いてあります縦長のものが1枚と、番号が振ってないんですけど、今度、横長の上のほうに《目標増殖量算定方法》という括弧書きで書いてある横長の表とか書いてあるもの、こちらが資料2-5の2ページ目ということになります。そして最後に、資料2-6がついております。

資料の足りない委員の方おられますでしょうか。もしない資料がございましたら、また事務局のほうに言っていただければお持ちしますので、事務局に御連絡ください。

それでは、説明のほうに入らせていただきたいと思います。

それでは、資料2-1のほう御覧ください。

まず、今回、目標増殖量の算定の見直しなんですけれども、改正理由といたしまして、これまで福井県の目標増殖量、こちらの算定につきましては、あくまで放流に係るものについて分かるもの、放流量に換算できるものに対してだけ算定式に盛り込んでいました。したがって、外来魚の駆除でありますとか魚道整備、資源増大ですね。そちらに寄与する活動であっても、放流量に換算するのができないものについては、算定のほうには盛り込んでいなかったという現状です。

そういったことから、県内の漁業さんから外来駆除であったりとか、カワウ対策、こういったものについても目標増殖量に反映させてもらえないかという意見等あります。そちらのほうについて、事務局のほうで見直しのほうの案を作らせていただきました。

そしてもう一つ、目標増殖量の算定に当たりまして、組合のほうの収入ですね、直近の組合のほうの収入に基づいて、経営状況に合わせて目標増殖量にかかる経費というのを算定のほうに入れておったんですけども、直近1年だけの組合収

入、この組合収入につきましては漁業権魚種の採捕に関する収入ということで、遊漁料でありますとか組合員の賦課金、そして漁業権の行使料というものを組合収入で上げておるんですけども、こちらは1年だけですよ収入の増減というのが目標増殖量の算定に大きく反映していると。昨年に比べて今年はいきなり1.5倍の目標増殖量が課せられて、変動が非常に激しいという意見で、こちらのほうについてもいきなりの急増といたしますが、大きな増加というのをどうにかできないかという意見もありますので、こちらについても見直しのほうを事務局で検討をさせていただいております。

それでは、実際の目標算定方法の見直しです。

まず、現行といたしましては、先ほど説明いたしましたように、組合の収入状況、経営状況というのを勘案いたしまして、目標増殖量にかける経費というものは組合収入に対して50%を超えない範囲で目標増殖量を支持させていただくというものが現在の目標増殖量の算定となっております。

これに対して、見直し案ということで、赤枠で囲ってあるものなんですけれども、まず、組合平均収入というものを、これを3か年の組合平均収入とすることで、まず年度ごとにおける目標増殖量の急激な増減というものをこちらのほうで平均化することで抑えるという考え方です。

そして次に、漁場管理費、これは3か年の漁場管理費なんですけど、こちらのほうを収入から引いてという処理を行います。こちらの漁場管理費といたしますのは、先ほど言いましたように、外来魚駆除であったりとか、カワウの対策、そして魚道整備など、魚の資源増大に関する取組としての漁場管理費というものをこの組合収入から引いたもの。そして、それを引いた収入の50%を増減に目標増殖量にかける経費とするという内容のほうに案として出させていただいております。

それ以外の計算につきましては、従来どおりのままということになっております。

参考までに、資料番号飛びますけど、資料の2-5、こちらですね。

こちらのほうが、現在、細かい目標増殖量の算定方法ということになっております。こちらにつきましては、ちょっと説明が細かくなりますので省略させていただきたいと思いますので、こういった内容となっているので、参考としていただければと思います。

では、実際に資料2-2のほう。ちょっと資料行ったり来たり申し訳ない。資料2-2のほう御覧ください。

実際、こちらのほうが事務局の示させてもらった方法で試算させていただいた内容となっております。

中のほうに表といたしまして、まず左側から現在の目標増殖量算定。数式に合わせた場合の目標増殖量の数量。その右隣に、今回の見直し案でした場合の目標増殖量の数量。そしてその右側に、見直した数量から現行数量を引いた場合の増減の目標増殖量の数量ですね。あと、参考までに昨年目標増殖量の数量というのをいれさせていただいております。

そして、備考欄のところには、実際、組合のほうに照会をかけたしまして、過去3か年の目標増殖量に資する漁場管理費の取組にかかる経費というものをいれさせていただいております。

こちらにつきましては、あくまで事業費があるんですけども、補助金と組合の負担金に分かれておまして、算定に使わせていただくのは組合が負担している分ということにさせていただいております。

まず、目標増殖量の試算の結果なんですけれども、まず前年度から比べて目標増殖量の数量自体がもうかなり増減が激しいというところは、奥越漁協さんから今年いただいたところなんです。奥越漁協さんは、前年の目標増殖量は、例えばアユですと105キロというところが、今年、160キロと。昨年と比べて1.5倍の目標増殖量が課せられるという結果になります。しかし、今回の算定のほうになりますと、見直し結果は100キロということで、ほぼ前年と同じような目標増殖量が課せられるということになります。

このほか、目標増殖量が増えているところもあつたりしまして、これは最近といますか、遊漁料の収入が減っているというところであっても、3か年の平均とか掛けますので、結果として遊漁料、組合収入のほうが減っていないということが反映して算定率が増えるということ。

また、目標増殖量の算定に当たりますと、端数を整理するため、キログラム数量の1桁のところはゼロキログラムもしくは5キログラムとなるように端数を丸めております。その結果、放流数量が二、三十キロというふうにごくわずかな場合はこの端数の丸め方の結果により、非常に大きなといますか、パーセンテージとしては大きな変動が生じてきたりとする結果というのが見られたりします。

あと、参考資料といたしまして、添付した資料2-3のほうにつきましては各漁協さんが取り組まれておられます増殖に資する漁場管理の活動経費というものをいれさせていただいております。

こちらにつきましては、先ほど言いましたように、増殖に資するということなんで魚に対して行った活動ということで、例えば清掃とかであっても河川内の芝刈りとか、そういった漁場の利便性、人のために行っているような活動については除外をさせていただいております。

続いて、2-4につきましたが、またこちらも参考資料なんですけれども、直近3年間の組合の算定に用いた収入の一覧ということになっております。

こちらの見直しの検討案なんですけれども、本日、内水面漁場管理委員会の意見を聞きまして、その内容をまた検討、反映させていただきまして、また県内の漁協に御意見をお伺いして、次回の委員会のほうに再度協議を諮らせていただけたらと考えているところでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

原田会長：説明がございました算定方法について、委員の皆さんから何か御意見、要望などがございましたらお願いいたします。

日頃、漁場で感じたようなことを話していただければ結構かと思えます。

これは、義務放流のことやろう。

事務局：そうです。

原田会長：何か御意見ありませんか。

田原委員：2-1の一番下の※3のところの、これがちょっとどういう。全部を換算するわけじゃなくて、半分だけを見ますよ。半分(25%以下)。ちょっとこの部分、ちょっと聞き逃したかもしれないですけど。

事務局：それでは、すいません、説明が不足して申し訳ございませんでした。

こちらのほうにつきましては、増殖に資する漁場管理の活動とかでありまして、ちょっと実際のところ、放流量に換算することが現在できませんので、使う金額の上限につきましては、目標増殖量のほうが縮減して最大50%という上限、それ以上やりますと組合のほうに負担をかけるということがありますので、ちょっとそちらのほうで目安にさせていただきまして、そして放流量が不明ということで、放流量が分かっている、目標増殖量分の経費の半分の25%を上限に組合収入から引かせていただくと。

田原委員：ということは、放流は必ずしないとあかんということなんですね。半分。

事務局：そうです。あくまでもこの目標増殖量というのは増殖量なんで、キログラム数量としての重量で放流することなどを言いますので、こちら漁場管理に取り組む経費は、この増殖する重量に換算することができない。あくまで増殖の主体は放流と、あるいは放流に換算できるものが増殖の手法としては主体ですよということになります。

田原委員：見直しされたのは、すごく漁協さんにとってもいいことだと思うんですけど、ここの部分、要は効果が分からないので、全部は換算できませんよと。そのうちの半分だけはやった分は増殖量としてみなしますよという理解でいいですか。

事務局：そうですね。その半分というのも目標増殖にかける経費の半分。目標については最大、組合収入の50%なので、それに対してのおよそ半分の25%。組合収入で25%。

田原委員：そこの半分の25%までしか見れないというのは、どういった、やっぱり不明確だから。もうちょっと、例えば今多分、この※2番のように外来魚対策とか鳥害、あと魚道、石倉籠なんかというのも結構いろんな漁協さんもやられたり、全国的にもそういった展開が出てるので、もう少し見れたほうがいいのかなどというところがあったんですけど、何かその辺は。全部が見れないというのは分かるんですけど、これぐらいだというふうな数値の根拠って言えるんですかね。

事務局：先生のおっしゃる御意見ももつともでございます。問題なのは、我々考えたのは直接的に仔魚を放流するというのは、まさに資源に直接資源管理のために効果を有しているもので、一方でそのカワウ対策とか石倉籠とか漁場整備とかって、そういうものはどれぐらい資源管理に寄与するのかというのは分からない部分がございます。我々の一つの案として半分ぐらいを換算したらどうかなどということと先生方の御意見をいただきたいというものでございます。

ただ、先生のおっしゃるとおり、別にかかった分を持ってしまえばいいんじゃないかという考え方も当然あるかなとは思っております。

田原委員：その部分の資源増殖といったときに、例えば今アユの放流しても、琵琶湖産放流しても結局、その年の遊漁の放流量というかそれには役立つんだけど、翌年の資源量の増殖というふうに考えると結びついてないというのは。

事務局：資源に結びつかない可能性はありますね。

田原委員：出てきてますよね。そうすると、今の資源量の増殖というこの意味がちょっと、例えばもうちょっと再生産に結びつくことと、琵琶湖産のアユの放流のこれが一緒に何か使われているというのが少しちょっと納得いかない部分。ちょっとその辺りがやっぱり今いろんなこういった放流だけではなかなか難しいということも分かってくる中で、河川のそういった生息環境とか、そういったことの整備という必要性というのいろいろ出て、特に三方湖なんか石倉籠というのがある程度効果見えてきたので、そういったもので増やしていこうという取組も今増えてきているので、この数値がもうちょっとこう……。

事務局：そうしますと、理屈があるようなということですよ。

田原委員：うん。そうすると、反対に、漁協さんがやろうとしてるそういった行為があんまりモチベーション上がらないとか、そういうふうになってもあれなのかなというあれもあるので、ちょっとこの数値は、多分もう一回漁協さんの意見とか聞かれると思うんですけど、ちょっとそこはよく加味していただきたいなという。

事務局：分かりました。漁場管理にかける金額の条件となるものについては、また県内の漁協さんとかの意見を聞いて、再度、この委員会のほうに諮らせていただけたらと。それでよろしいでしょうか。

田原委員：はい。

事務局：それと、アユにつきましても、県産アユと湖産アユについて同じ重みというわけではなくて、あるいはその差ですね。今後の資源の増殖に寄与する度合いというか、そういったものを勘案した上で、重みづけの差をつけるといいますか、というのを検討した上での算定方法の見直しという。

田原委員：全国だとないですよ、恐らく多分。アユの放流はもう全部、由来は何でもアユ一つになっちゃってるんでしょうね。なかなか難しいと思うんですけど、その辺り、結構、大分いろいろアユに関しても分かってきているようなことも出てきているので、ちょっと何か県単位でというのは難しいかもしれないんですけど、ちょっとその辺りもなるべく漁協さんがこれから取り組めるような数字が欲しいなというふうに思いました。

事務局：分かりました。放流するアユも県産のアユと湖産のアユでちょっと扱い方をどうするか、そういう目標増殖をどう反映させるかということもちょっと宿題として。

事務局：湖産アユにつきましてはおっしゃるとおり資源的にはその年だけになってしまうので、県としては県産、海産系のアユを放流したい、してほしいということで過去からお願いをしているわけなんですけれども、海産系アユ、どうしても釣り始めるのが遅いということで、解禁当初にお客さんをつかまえるという意味合いでは湖産系のアユにも一定の役割はあるのかなと思っていますので、その辺また漁協さんの経営判断も入ってきますので、漁協へのアンケートの中でまたいろんな御意見伺いたいなと思います。

原田会長：ほかにありませんか。

委員：これ、いつから施行するの。

事務局：いつからというわけじゃありません。

委員：これ一遍、大分現行と見直し案に対しては、大分これ。

委員：来年からやったら、もうそろそろしないと。

事務局：12月ぐらいに。

委員：早くせんと、これ、来年のほうに。

事務局：12月には……。

事務局：もう一回、また委員会にかけますので、それまでに漁協さんに意見を聞きます。

原田会長：今、問題は田原委員が言われた湖産やろうね、問題は。増殖となれば湖産が増殖につながらんと僕も昔から言ってるんですけども、いわゆる湖産も含めた量、これが問題になってくると思います。だけど、現行から大分見直し案に対しては、これ3年間の猶予とか、ここに3年間の平均の漁場管理費というのを見てもらっただけで、大分余裕ができたのは。

竹原さん、どうや。何かないけ。

竹原委員：今のこれ、ちょっと僕もよう分からんのですけど、この2-3ですか、敦賀河川の河床の耕耘というんですか、こういう整備があるんですね。あとはもう外来種とか鳥害駆除の金額、そういったものも載ってますが、ここだけが河床耕耘というんですか、こういう金額が計上される。これはどういうことを意味することか、ちょっと説明お願いしたいんですが。

事務局：こちら、敦賀のほうの取組なんですけれども、最近、川の中でも土砂とか砂で埋まったりとかして、漁場的にはそれはあんまりよろしくないといえますか。例えばアユですと、岩に埋まってしまって藻が生えなくなってくるので、そこを岩を起こしてと、耕す感じですね。起こして、岩がちゃんと見えるような形にして、ちゃんと餌となるケイ藻が付着するようにとか、そういう形で魚の餌環境とか生息環境をよくするための川底の環境を人工的に整理し直すという取組になっております。

竹原委員：3年、4年前、中部漁協も河床の整備ということで、今、大がかりな機械入れて川底をやってきたんですけど、そういったものもここに計上されてたわけですか。

事務局：そうです。もしこういった見直しの内容の方向でなっていくとなると、そういった取組もですね。魚の資源増床にかかるような取組というのが算定式の中に反映される。

竹原委員：はい、分かりました。ありがとうございます。

天谷委員：すいません。今の御質問の関係なんですけど、これの資料2-3のタイトルのところに、「活動経費（放流、産卵床造成を除く）」って書いてあるんですけども、産卵床造成もこの河床耕耘に、例えばちょうど先週のこの間の日曜日に産卵床造成をして支流のほうで行ったんですけど、まさに河床耕耘という要素が含まれるので、そこをどういうふうに分けて考えられるのかなと今思って質問します。

事務局：ありがとうございます。おっしゃるとおり、海底耕耘するタイミング次第では、それが産卵床の造成として判断されるということもあるかと思えます。それにつきましては、産卵床造成ですので、直接目標増殖量の増殖の方法ということで判断して、それにかかった費用は増殖耕耘というふうに判断させていただくことになるかなと思っております。

実際、産卵床造成につきましては、アユとかヤマメとかでありますと平成22年に水産庁が放流量に換算する指針のほうを出させていただいておりますので、それに基づいて県のほうでも放流量に換算させていただいて扱わせていただいております。

以上です。

天谷委員：ありがとうございます。

原田会長：ほかに何かありませんか。

では、いろいろなご意見が出ましたが、各委員からの意見を考慮いたした上で、事務局のほうで検討を重ねていただくことにしたいと思います。

それでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

原田会長：では、1つ目の協議を終えさせていただきます。

・全国内水面漁場管理委員会連合会 令和4年度提案項目について

原田会長：次に、2つ目の議題につきまして、全国内水面漁場管理委員会連合会 令和4年度提案項目で、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、説明させていただきます。

説明資料につきましては、資料No.3のほうの一覧になります。

まず、資料を配付しております資料のほうについて確認をさせていただきたいと思います。

まず、資料No.3-1、こちらのほうもクリップどめでちよつとばらばらになってしまうんですけど、資料No.3のA4の縦長、こちら、両面コピーとなっておるものが1枚。そして、資料No.3-2が横長のA3サイズのもの、こちらはホチキスどめとなっております。

そして、資料何把費3-3、こちらのほうも両面コピーが1枚。そして、資料No.3-4、こちら両面コピーになっておるかと思います。

また、足りない資料がありましたら事務局のほうまで御連絡いただければ持参しますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。

まず、資料No.3-1を御覧ください。

こちらにつきましては、全国の内水面漁場管理委員会連合会のほうが来年度、関係省庁、国のほうに提案する項目について素案のほうをまとめまして、それに対する御意見のほうを各都道府県の漁場管理委員会のほうに出してきたものです。

本日、提案項目の一覧につきましては、下にあるとおり、全部1番から7番ということになっております。

3-1の裏側のほう、御覧ください。

来年度の提案項目に係るスケジュールも簡単に説明させていただきますと、枠で囲んだ3つ目、これが本日になりまして、本日、内水面漁場管理委員会のほうで、まず意見のほうをお伺いして、そしてブロック協議会ですね。福井県のほうでは中日本のブロックのほうに出して、そして全国のほうの漁場管理の連合会に

よって来年5月の通常総会で決定して、例年どおりであれば来年の6月、7月ぐらいで関係省庁の提案行動を行うという流れとなっております。

それでは、3-2のほうの説明を来年度に向けた提案の素案のほうの説明をさせていただきますと思います。

こちら、昨年度行ったもので、今回、委員さんのほうの任期は切り替わっておりますので、簡単ではありますが一通り説明のほうをさせていただきますと思います。

まず、3-2のほうのA3サイズ横長のこの表の見方なんですけれども、まず各項目の最初のページの上の段につきましても、世情の背景である経営とか説明してある前文となっております、そして下段側、もしくは2ページ目以降になるんですけれども、表が3列に分かれおまして、左から順番にこれが今年関係省庁に提案した内容、そして真ん中が国からの回答、そして一番右側のところが来年度の提案内容という配置になっております。

まず1つ目の項目といたしまして、外来魚対策に関しまして、ページ数は1ページから2ページにかけてなんですけれども、4つの提案が今年されております。

まず1つ目につきましては、外来魚の状況と漁業被害を把握することと、防除対策へ支援することというのが提案として出されております。

そして2つ目、ページめくっていただきまして2ページのほうになるんですけれども、外来生物法が施行されておまして、そちらのほうの違反防止のために具体的な措置といたしまして、関係団体周知を徹底することでありまして、関係者と連携した取締りの強化と、そしてそのための予算確保をするようにという提案をしております。

そして3つ目、こちらにつきましては、内水面漁協などが行っております外来魚駆除でありますとか、そちらの回収活動、そちらに対する支援について予算の拡充をしていくようにという内容です。

そして4つ目、こちらは新たな水域ですね。特定外来生物が発見されたときには早期に調査駆除などができる体制を構築することとこの支援をするようにとなっております。

こちら4項目に対する関係省庁の回答につきましては、ちょっとたくさんありますので、今回、読み上げは省略させていただきますけれども、この4つの項目の活動自体といいますのは、継続対応していくことが求められておりますので、来年度に向けても同じ内容で素案として提案されておる状況です。

続きまして、3ページ目、魚病対策についても、こちら4つほど提案されております。

まず、1つ目の項目なんですけれども、放流アユの病気による被害を減らすことと、蔓延防止の全国的な貿易体制の施策、これを継続していこうというのを提

案しております、2つ目が、今度、コイヘルペスウイルスなんですけれども、この影響によりましてコイの資源を再生させること、そして現在、移殖放流とかが制限されていますので、これまでの知見とか研究を基に移殖放流の規制解除に向けた研究開発、こちらのほうをしていってくださいという提案になっております。

3つ目、次のページ、4ページ目になります。

こちらにつきましては、輸入される水生生物、こちらに当たっては病気等ありますので、万全な水際対策と貿易体制をちゃんと整備することとの内容です。

4つ目につきましては、こちらにつきましては、小型魚等に使用できる水産用医薬品がちょっと少ないということなので、それらに使える医薬品を早期実用化するようにという内容のものになっております。

こちらにつきましても、継続的に実施が求められておりますので、来年度に向けても継続提案の内容と同じ内容での提案となっております。

続いて、鳥類の食害対策。

ページ数は次のページの5ページ目からになります。

こちらにつきましては、まずこちらも3つほど提案されておまして、1つ目が国が指導して全国レベルで個体数管理を行うなど、カワウ対策を推進していくこと。2つ目、カワウ以外にでもサギ類でありますとか、カモ類、こちらのほうの食害による被害というのも発生していますので、これらカワウ以外の鳥類の防除対策の実用化と、あと導入を促進していくことという内容のものです。そして3つ目、こちらにつきましては、現在、内水面漁協等が行っております鳥害対策、こちらのほうの支援を継続していく予算を充実させることという内容のものになっております。

これら3項目につきましても、鳥類による被害というのは依然として大きい現状があること、そして鳥類は行動範囲が広いので、国が指導して広域的に連携した実施が求められておりますので、継続提案ということとなっております。

河川湖沼環境の保全ですが、次のページになります。

こちらにつきましては、ちょっと項目数が多くて9つほど提案がされております。

まず1つ目につきましては、適切な利水や水辺環境を再生するために、林業関係者による森林管理、こちらのほうの指導であるとか、近年ちょっと増えてきています異常気象、これに対応した堤防整備などといった強い川づくりというのを推進していただきたいという内容。

2つ目につきましては、水質保全、これがために必要な研究支援などを行いまして、生物に配慮した排水基準の設定など、そういったものに対しての提案。

3つ目につきましては、次、7ページになります。

書いてあるとおりなんですけど、河川内の樹木が非常に繁茂しているので、そちらのほうを伐採を進めてほしいというもの。

4つ目につきましては、魚類の遡上や降下など、それらに配慮いたしました河川内構造物の改修だとか整備、また災害復旧に際しては濁水とかいろいろ出てきますので、漁業へちょっと配慮をすることと。

また、河川内での構造物の設置につきましては、計画の段階から漁協等を交えた話し合いをすることという内容のものとなっております。

5つ目におきましては、外来の水草の異常繁茂が漁業の妨げになっている事例が全国から報告されていますので、これらに対する駆除や防除、それに対する対策を進めてほしいというものです。

そして、6番目、次のページに移ります。

この6番目、上と下でちょっと表が線入っておるんですけど、設問項目は同じです。国のほうの回答の線がそのまま出ております。申し訳ありません。

6つ目につきましては、各省庁で連携いたしまして、外来生物が生態系に与える影響でありますとか環境保全の大切さ、こちらについて児童生徒等に啓発活動を実施したりですとか、あるいは教育として体験学習を盛り込んでいくなど、国のほうでそれらを行ってほしいということ働きかけるようお願いをしているというものです。

そして7つ目、これは9ページになります。

水辺に親しめる環境整備を進めてほしいという内容のものです。

8つ目につきましては、濁水が発生するようなダムにつきましては、これら濁水対策施設の整備でありますとか、濁水が長期化しないような対策を行って、地元関係者と協議を行うことと。また、ダムの水の中に貧酸素でありますとかヘドロ、そういった堆積が懸念されている。ダムから放水とかある場合に、水産生物に与える影響等において調査とか対策を行ってほしいという内容のものです。

9つ目につきましては、日本海側で天然アユの遡上が減少していることがありますので、これは関係都道府県と連携した調査研究体制を構築して、メカニズムの解明と資源解明とか対策を国の指導の下で行ってほしいという内容になっております。

これら河川湖沼環境の保全等につきましても引き続き対応すべき課題でありますので、全て継続提案項目として出されております。ただ、修正点といたしまして、資料No.3-3に今年度の提案と来年度に向けた提案の変更点の概要をまとめたものになっておまして、資料3-3の1ページ目の一番下のところです。

今回、説明に際しては3つ目と7番目、こちらのほうを統合させて1つの項目とさせていただきます。変更点としては統合するのに文書をつなげた内容となっておりますので、読まさせていただきますと、3番で言うところの「漁場管理上支

障を来している河川内樹木については伐採に努める」。そして、つなげるために「ともに」という文言を入れて、7つ目の「高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うこと。」というふうに取りまとめております。

また、裏の2ページ目のほうになるんですけども、今度は▲4▲番目の外来水草、こちらについて全国のほうにアンケートを取った結果、13件ほど被害報告があったミズワタクチビルケイソウというものがあまして、こちらのほうを名前を追加しているというふうな変更内容となっております。

続いて、5番目の放射性物質による汚染対策、こちらは10ページ目になります。こちらは全部で4つ提案されておまして、1つ目は河川にいます魚類については、川と海を行き来したりする魚種もいますので、そういったことも含めて、海を含めた放射性物質の汚染実態の長期的モニタリングを実施すること。2つ目に、雨などによりまして放射性物質が河川湖沼に流入することがありまして、その影響を調査すること。次の11ページになりますけれども、3つ目といたしまして、漁業を再開するために除染対策の検討と実施をすること。4つ目といたしまして、淡水魚の放射性物質の蓄積排出メカニズムの改正と早期の漁業再開に向けた対策を検討することという、以上、4つの項目になります。

これらにつきましても全て継続提案となっておりますが、2つ目の提案につきましては、官文書の回答を求めて修正のほうが入っております。こちらの資料3-3の裏側の2ページ目のところになります。修正内容といたしましては、環境省のほうから面的な帰還困難区域を除いて住居等の除染については面的除染が完了しているという回答を得ておりますので、変更点として「住宅等の除染」という文言については削除した内容で来年度は提案内容とさせていただいているということです。

続いて、6番目はウナギの資源回復についてで、ページ数でいきますと12ページですね。

ウナギの資源回復につきましては全部で4つ提案がなされておまして、1つ目が資源回復を図るために、日本だけではなくて関係諸国であるとか、都道府県、関係団体等と連携し、資源管理を行っている。

2つ目、次の13ページになりますけれども、シラスウナギの流通を透明化すること。また、取締機関が連携し、違法採捕を取り締まることとなります。

3つ目、こちらはニホンウナギの整理整頓に関する研究を進めて推進しまして、生息環境の保全回復並びに適正な放流手法を確立することとなっております。

4つ目につきましては、現在研究を進めておりますシラスウナギの大量生産技術、こちらを実用化することという内容になっております。これらにつきましても、近年、ウナギにつきましては漁獲量がちょっと減少しておること、研究や技術の

実用化も現在進行形で行っている最中でありますから、継続提案という内容とさせていただきます。

最後、7つ目の内水面漁場管理委員会制度について、これは最後、14ページになります。

こちらは2つほど提案されておりまして、1つ目が内水面漁場における漁業調整機関としてと内水面漁場管理委員会、この制度を堅持していくこと。

2つ目といたしまして、法令事務を遂行するに当たりまして、都道府県の財政に左右されないように、国が交付金を維持、確保することとなります。

これら2つにつきましても、現委員会の体制を維持していくこととして継続提案とされています。

以上が提案項目と素案となります。

これらが意見となるんですけれども、意見としてまず事務局のほうから。

資料3-4になりますけれども、事務局のほうで意見の案というのを提案2つほどございます。

まず、素案の1つ目にありました外来魚対策についての中の1つ目の項目ですね。こちらにつきまして、ちょっと文言修正というのがありますけれども、こちら素案の中では、「これまで開発された駆除技術等を基に」という一文があるんです、その文言を「ダム管理者や電力事業者と協力した駆除技術等」というふうに入替えさせていただくという提案をさせていただいております。

これら修正といいますか、修正する方向での提案の理由といたしまして、真ん中の段になりますけれども、当然、元の案でやっていたように、河川域の駆除、こちらも重要なんですけれども、上流域のダム、こちらへの駆除も重要というふうに考えておりますので、そちらでの駆除の推進がより明確に分かるように文言での修正を提案させていただくと。

意見といたしまして、福井県では平成30年から令和2年の3年間にかけて、コクチバスの産卵期に国土交通省が九頭竜ダム統合管理事務所と、あと電力事業者との協力を得まして、産卵時期のダム湖の水位を低下させて産卵床干出というような試験の取組を行ってございました。こういった取組については今後も継続していくことが重要と考えているので、こういったような文言修正として提案してはどうかというので事務局から案を出させていただきました。

そして次、資料3-4の内側になります。

2つ目なんですけれども、こちら、ウナギ資源の回復に関するところとしての修正です。

ウナギ資源の回復の話、素案での3番目になるんですけれども、A3横長でいきますと13ページに該当するんですけれども、1文だけ。最後赤字で書いてあり

ますとおり、「適正な放流手法の確立」、その後「財政支援」という文言を入れさせていただいております。

現在、放流手法の確立、技術開発している最中ではございますけれども、国のほうで実際支援いただくに当たって、石倉籠の設置であるとか、そういった生息環境の改善のための支援というのをやっております。ただ、放流技術が確立した暁には、そういった生息環境の改善と同じように、早急な資源回復、そういったものが図れるように、漁協が適正な放流にまた取り組めるように、そういった支援の構築をお願いしたいという背景が、思いがあります。

事務局から、以上の2点につきまして、令和4年度に向けた提案項目の素案に対する意見として2つほどこういった案で提出いかがかというものを提案させていただきました。

以上です。

原田会長：提案項目の説明が終わりました。委員の皆さんから何か御意見、追加の要望はございませんか。

何かございませんか。

天谷委員：資料3-2の7ページの3番に、「漁場管理上支障を来している河川内樹木」というふうに書いてあるんですけど、これは何かもうちょっと具体的な内容というのはないんですか。

例えば、本当にこれで淘汰してしまうと、もう何でもじゃ切ったほうがいいんじゃないかというふうなことになりかねないのかなというふうにずっと懸念していて、それで、もちろん治水の問題ってすごく大事なんですけども、もちろん貴重な野鳥もたくさん河川内に生息していますし、ほかにもその他の動物も生息しています。在来種の生き物も生息していますし、もちろん、魚類にとっても、例えば木陰をつくっているとか。河川の中で非常に大事な魚の休息場所であるというふうな木陰をつくっているとか、あるいは餌となるような昆虫と関わっていたりとか、大事なもちろん樹木というのがあって、全部つながっていると思うんで、なのでちょっとこれだけだとすごく安易な感じが私は印象として受けたんですけども。

事務局：確かにここでは漁場管理上というものはあるんですけども、実際、川の中に木が生えておりますと、増水とかしたときにその木が流されて下流のほうへ行つて、その流された流木による被害というものがありますので、なるべく河川内のほうには大きい樹木というのは安全とかそういった管理上はないほうがいいのかというのが背景にございまして。ただ言われたとおり、全ての樹木とまでいかないですが、茂みとかそういったものについては、恐らくちょっと危険性のあるものだけとかというところですかね。

事務局：今、天谷委員のおっしゃるとおり、樹木については、ここで言ってるように、漁場管理上支障を来すと。何をもって支障だという具体的なことは書いてはないんですけども、当然、稚魚の隠れ場になるような樹木等は漁場管理上は有益な樹木というふうに我々は考えておりますので、そこは全国の団体も同じ考え方だと思っております。

そういった意味で、右側の回答のところ、これは国土交通省も一応環境面にも配慮してという回答でございますので、国交省なんかもそういう有益な樹木については我々の意見を聞きながら管理していただけるというふうに考えております。

ここに何でまた提案していくんだということにつきましては、これ、引き下げてしまいますと、もう漁業のほうは腹いっぱいになったんだなど。我々いい仕事したなということで終わってしまいますので、そうじゃないんだと。まだまだ伐採しないといけないところはたくさんあるので、そこは引き続き伐採等に努めてほしいということの意思表示というふうにお考えになっていただければというふうに思います。

天谷委員：分かりました。

原田会長：ほかに。

此下委員：カワウの食害ということで、営巣地がダムサイドのダムの中の木であるということで、その木は枯れている木、水に一遍つかってもう根が生えてないというんですか、枯れた木にほとんど営巣地をつくるんです。

私、大野なんですけど、真名川、九頭竜、全部、その枯れた木がたくさんあり過ぎると。猟友会の方に船に出てもらって、のこで切ってもらったりとかいろいろやるんですけども、少しここのどこかの文言の中で、河川だけの樹木だけでなく、ダム湖の中の木といいましようか、巣をつくりやすい木の伐採といいましようか、そういうのをお願いしたいと思います。

何か文言の中に入れていただけるとありがたいかなと思います。

事務局：分かりました。ありがとうございます。

原田会長：ほかにありませんか。

田辺委員：三方湖が最近、カワウによる被害が相当な量が出てると想定されます。現状、非常に多いカワウが見られるわけですが、このカワウに関しては、三方湖は野鳥保護区ということで、駆除の方法が見つかりません。

先般もそうなさっていただいたら、ドローンを使っての追うのは可能だというお話は伺いましたが、それに関したら、当然のことながら、野鳥の会とかほかの団体が、ほかの鳥も同じように脅かされるということで、いろんな意見が今出てる最中です。

このことに関して、どういう方法を取ってカワウを追い回すとか、本当は駆除が一番いいんでしょうけど、当然、駆除というのは今のところ考えられませんので、何かいい方法を県等で考えていただいて、実施のほうを何かできるような、ドローンを活用というのはここにはうたってはありますが、どういう方法がほかにあるのかも一緒に検討したいと思います。

事務局：田辺委員おっしゃるように、カワウについては、先日も意見交換させていただきましたけれども、なかなか有効な手だてがないのかなといったところがありますけれども、引き続き一緒に考えていきたいと思います。よろしくお願いします。

原田会長：ほかにありませんか。

いろいろな意見が出ましたが、これらの意見を取りまとめていただきまして、事務局に一任していただきまして、ブロック会議に提出するということで、皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

原田会長：では、そのようにさせていただきます。

それでは、以上で協議事項の部を終了いたします。

・その他

原田会長：最後に、その他ということでございますが、ここで田原委員より、本県の九頭竜川水系による外来魚の状況について御報告がありますので、田原委員、よろしくお願いします。

田原委員：最後のカラーコピーのホッチキスどめの資料を御覧ください。

コクチバスについては、この委員会でも何度か発言させてもらっているんですけど、私、の所属している日本魚類学会でも少しコクチバスのことについて国とか、そういったところに少し要望書を出そうということで、福井県の状況を少し教えてほしいということで、少し整理をしてみました。

まず、この資料の1枚めくっていただいて、九頭竜川水系におけるコクチバスの確認状況ということで、今、私が調べた範囲内の九頭竜川水系のコクチバスの確認状況を少しまとめてみました。

九頭竜川水系だと2007年に九頭竜ダムで初確認されて、それ以降、先ほどありましたように駆除が続いています。その後、2014年に大野市のイトヨの里、あそこの遊水池のところでコクチバスが出てきたと。その後、2017年、真名川水系でここも今も継続的に確認されて、漁協さんらが駆除活動をしているというところで。これは県の以前いただいた資料の中にも入っていたものです。

釣り人とかのところにコクチバスの釣った情報とか、そういったものを少しちょっとまとめて確認とか聞いてみると、この辺は釣り人のフェイスブックとかS

NS上で上がってきたもの。あとは釣り具屋さんのホームページに出てたものを整理してます。

そうすると、2020年に下荒井橋の下流、ここで勝山漁協管内のところでコクチバスが釣れたという写真とともにアップされてます。その2020年、同じところに、これが一番実はすごく気になっているんですけど、日野川でも釣獲情報があります。一番最近だと2021年ですね。勝山橋、ここでも実際に釣れた情報、あとはこの橋の下のちょうどふちのようなところで目視確認もできるというようなこと。あともう一つ、2020年、福松大橋、これ、中部漁協管内ですけど、これも大分下流のほうですけど、ここでも釣獲情報が出てます。

このコクチバスについて、先ほども外来魚いろいろ話出てるんですけど、今までのオオクチバスとかブルーギル、これはどちらかというところ、少し流れの緩いようなところを好む魚で、なので例えば三方五湖とかため池とか、そういったところで広がっていると。

ここのコクチバスが一番厄介なのは、冷水性で、どちらかというところ、流水のあるような環境を好むということなので、湖沼とかいうよりも、むしろ河川内のそういったところを非常に好んで生息していると。

これも先日の学会等であった食害ですね。食性分析をやった発表があったんですけど、河川内などまず優占種から、一番たくさんいるものから捕食されていくと。このときでも、18センチ以上で完全に魚食に移っていくと。遊泳漁だけを食えるかというところ、そうでもなくって、本当に優占種、底生魚、遊泳漁構わず捕食されていくというようなことが報告されてきています。

そう考えると、非常にここの九頭竜川水系で今広がりつつある、例えば漁業資源であるアユとかヤマメとか、そういったものの影響というのがすごく懸念されています。

もう一つ、これも別の学会で報告あったんですけど、国交省が水辺の国勢調査ということで、全国5年に1回ごと一級水系を調査してるんですけど、その告知バスの広がり状況を見ていくと、どういったところで出現してくるかというところ、やっぱり人が入りやすい場所、民家に近いというところですかね、山奥とかそういったところじゃなくて、むしろ、民家に近いとか大都市に近いとか、そういったところで確認されて出てきているということを考えると、どうもやっぱり人の手によって移されて広がっているという状況が推測されてきます。

1枚目戻ってもらいますと、ここにもやっぱりこれ、三重県の櫛田川の国交省の資料ですけど、ここにも書かれているのは、コクチバスというのは当歳魚サイズでも非常に、要は小型でも魚食性が非常に強いということで、今までのオオクチバスとかそういったものよりも、これがさらに広がっていくと内水面の漁業資源の漁業対象支援の影響というのも非常に懸念されてきます。実際に右側に胃内

容物の写真ですけど、実際、アユとかオイカワとか、そういったものが胃の中から出てきているということで。

それで、あとの資料4枚は、これは三重県の櫛田川での資料です。

ここも1枚目めくってもらおうと、グラフがあります。コクチバスの生息状況の年変化。生息分布の赤いグラフですけど、平成27年に確認されて、数年たった5年ぐらいで5倍以上に増加してきていると。これが国交省の管轄内の河川なんで、これを駆除しようといういろいろ取り組まれてる資料がずっとここにあります。

というふうに数年間の間にぱっと入って広がってしまうと、これだけの駆除努力と産卵床潰したりとか、生息場所、胃内容物解析したりいろいろしてるんですけど、やっぱり一番厄介なのは、ため池とかそういったところみたいに干出で一斉駆除とかできない。河川なんか特に流水でずっと流れている環境で、例えば産卵床潰すのも水位調整とかできないですので、非常に入ると厄介な、特にこういった冷水性ですね、冷たいところに入ってくる、河川に入ってくると厄介な魚ということです。

あと、三重県のほうの同じこの雲出川で出したり、あとは新潟県の阿賀野川、こっちのほうでも非常に深刻な被害が広がっているということです。

先ほどもあったんですけど、駆除というのはなかなかやっぱりどこの事例見ても完全駆除というのはいかならないと思います。ただ、今、この九頭竜川水系の状況を見てると、広がりつつというか、多分、恐らくこの日野川に移っていったのも、一旦下まで下って、そこから日野川に入るといことはなかなか考えづらいので、恐らく人の手によって密放流で移っていったんじゃないかなというふうに考えています。

なので、やっぱり今から一番大事なのは、とにかく広げないように何かしらの対策というんですかね。例えば内水面漁業連合なんかで各漁協さんで、例えばホームページのところにコクチバス放流をしない、予防するというようなそういうことを例えば一斉に出してPRするだけでも、例えばそれが密放流しようとする人の抑止効果には幾らかは働くと思います。

先ほど言ったように、これ、ほとんどはやっぱり人の手で移ってるような感じなので、この周りですね。特にこの九頭竜川水系全体で、例えば監視というんですかね、各漁協がこうやって見てるだけという、そういったことをPRすることだけでもまずはすぐできることかなと思いますので、私、一番ショックだったのは、場所まで今確認してるんですけど、この日野川まで既に入ってたということなので、やっぱりこれがどんどん広がっていくと、先ほど示してる三重県でのこういった事例のようになりかねないので、何かしら、駆除というのはいまややっぱり当然お金と予算と人とかかかりますので、広がらないような抑止効果のそういったPRとか、水産課のほうにもホームページに出してもらったんですけど、例え

ば漁協さんの内水面連合なんかで一斉に、例えばそういったことをちょっとPRというんですかね、密放流を許さないとか、その一言だけでもかなりそういった抑止効果出てくるのを待って、そういったこともぜひ検討していただきたいということで、ちょっと最後お時間いただきました。

この櫛田川の資料とか、あと雲出川も始まっていますけど、相当な予算かけてこれだけの調査していつているんですね。なので、やっぱり今、ここの福井県で九頭竜川水系でできること、県内全域ですけど、とにかく入れさせないことを進めていくことが一番まずできることかなと思っています。

以上です。

ありがとうございました。

原田会長：ありがとうございました。

ただいま田原委員からの御説明がございました。何か御質問ありますか。御意見でも。

天谷委員：田原委員がおっしゃったように、ぜひ前向きに対策をお願いしたいと思います。

というのは、先日、九頭竜川の大体勝山付近でフワ釣りをしてる人たちと話ししていたら、やはり日野川でも見つかってますけど、勝山でも結構釣れているとか、見ているということで、物すごくその方たちは長い間見てるんですけども、ここ数年、すごく危機感を感じていると言っていました。

なので、なかなか近くに行ってみないと実感は私のなんかも分かんないんですけども、そういう話を聞くと、早く対処しないといけないんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

原田会長：何かこれ、看板か何か立てて何かしとるんか。

事務局：ダムには九頭竜ダムならあります。

原田会長：河内川ダムはどうや。何もしてえんのや。

田辺委員：あれ、河内川でやられたら、もう下側全滅や。

事務局：多分、一番まずあれなのは、各漁協さんのホームページ用でとか内水面漁業連合のホームページとか、やっぱり今のこういう敏感な人というか、フィッシャーマンもそうですけど、SNSとか、そういったところのあれが一番早くやっぱり情報として入れるので、そこに投げ込むというか、そこから発信していくというのが一番まず効果的かなと思います。

委員：三方五湖は看板立っとるやろう。看板が立っとる。外来種の持込み。

事務局：看板ですか、あります。はい。

委員：持込み看板あるんやな。

事務局：はい。

委員：河内川のはまだ見ない。

委員：九頭竜は？

委員：九頭竜ダムも漁協さんが県の補助金かな、補助金使うて看板立ててるので、河内川ダムのほうも何かそういったやり方で看板立ててもらえればと思います。

委員：とにかくもう、そんなことはもう、じき悪いことは広まるで。もうがっと広まらんうちにやっぱり根本的にどこかでまず食い止めてもらわんと。

田原委員：特に河川、今の組合長、先ほどおっしゃられてるのは、ダムのところは多分恐らく九頭竜ダムに入っちゃってるので、なかなかそこを食い止めるというのは難しいんですけど、要はそこから出さない。あとは下のほうのところの九頭竜川水系、ほかの南側とか北側もそうですけど、そこに入れさせないような、こういう発信。

看板もそうなんですけど、やっぱり今のあれだと看板といってもなかなかそこに行かないと分からないので、この前、水産課出されたように、例えばホームページとか、そういう結構迅速に早く、広く出せるような形で、まずはそこを一手打っておくというのは安くすぐできる方法かなというふうに思います。

委員：ホームページに出してもろうたらいいな。何か看板立てておいてやっとなおあれやし。やっとなやろうと言えるし。

田原委員：これは、今年すぐじゃなくて、各、例えば漁協さんパンフレット出されているところの一文下に入れるとか、それを例えば各漁協さんが一斉にやるということはやっぱりそれだけ県内でそういう防止の体制をできてるっていうことをやっぱり見ると、何もないよりは少し抑止に働かないかなというふうなこともあるので、そんなふうな、多分、一つの漁協は少しちょっと今だと奥越さんとか大野市漁協さんがやられているんですけど、それよりも全体的にがっと出すっていうほうがやっぱりすごく効果あるかなという。なので、ぜひ内水面連合でも検討をお願いしたい。

原田会長：これは法的に何か罰則はあるんですか。

事務局：あります。

そういった意味で、これ違反すると罰金やったか、禁固が入って処罰されるので、その辺も含めてホームページとかでPRするように、ちょっと内水面漁連の会長おられる前であれなんですけれども、事務局レベルでまたお願いしてもらいますので。

天谷委員：すいません。今ちょっと思いついただけなんですけど、漁連さんでもいいし、県のほうでもいいんですけど、ちょっと何か委員会まで行かなくてもいいので、実際、そういうふうに釣りをしてる河川で釣りをしてコクチバスに遭遇したような人の意見を聞くような、そういう機会があったらいいのかなと思ったんですけど、一長一短あると思うんですけど。

なかなか、一番やっぱり根源は密放流をしてる人たちだと思うんですよ。やっぱりその人たちに何か間接的でもいいので、何かこういうことをやってるとかこう考えているという訴えるものがないと、私たちというか、上辺のことだけで、上辺と言ったら悪いんですけど、終わってしまって、実際の根源まで届いてないんじゃないかなと今思っ、そういう人たちと話す機会、その人たちが密放流してるんじゃないか、何かかしらいろんな話が行き渡るんじゃないかなと思っ、そういうふうな話を聞く機会というのも設けていただければいいかなと思っ、またどうい人というのは私も協力しますので、お願いできればと思っ。

事務局：また連合会と相談します。

天谷委員：はい、お願いします。

原田会長：ほかにありませんか。

特にようですと時間も来ましたので、以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきます。

本日は御苦労さんでした。

事務局：ありがとうございました。

この議事録は委員会の顛末を記録し、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和3年 | 月 13 日

福井県内水面漁場管理委員会

会 長

原田 通 男

議事録署名員

委 員

此下 美千雄

委 員

天谷 菜海